

大東四條畷消防組合 地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和2年4月

大東四條畷消防組合

令和4年6月改正(ver.2)



目次

1. 背景	1 -
2. 基本的事項	2 -
(1) 目的	2 -
(2) 対象とする範囲	2 -
(3) 対象とする温室効果ガス.....	2 -
(4) 計画期間	2 -
(5) 計画の位置付け.....	3 -
3. 温室効果ガスの排出状況	3 -
(1) 温室効果ガス総排出量	3 -
(2) 電気及びガスの使用に伴う温室効果ガス排出量	3 -
4. 温室効果ガスの排出削減目標	5 -
(1) 目標設定の考え方	5 -
(2) 温室効果ガスの削減目標	5 -
5. 目標達成に向けた取組	6 -
(1) 取組みの基本方針	6 -
(2) 具体的な取組内容	6 -
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	6 -
(1) 推進体制	6 -
(2) 点検・評価・見直し体制	7 -
(3) 進捗状況の公表	7 -

1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組みが求められています。

国際的な動きとしては、2015 年 12 月に、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から 2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998 年に地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)(以下「地球温暖化対策推進法」という。)が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。地球温暖化対策推進法により、すべての地方公共団体が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016 年には、地球温暖化対策計画(平成 28 年5月 13 日閣議決定)(以下「地球温暖化対策計画」という。)が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を 2030 年度に 2013 年度比で 26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

当消防組合においても、省エネルギー型設備の導入をはじめとした地球温暖化対策を推進し、温室効果ガス削減のための取り組みを進めます。

2. 基本的事項

(1) 目的

大東四條畷消防組合地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「本実行計画」という。)は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、当消防組合が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

本実行計画の対象範囲は、当消防組合の消防車両維持管理事業を除く事務・事業とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

本実行計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素(CO₂)とします。

(4) 計画期間

本実行計画の期間は、2020年度から2030年度末までとします。

なお、本実行計画は、随時見直すこととします。



図 1 計画期間のイメージ

(5) 計画の位置付け

本実行計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。

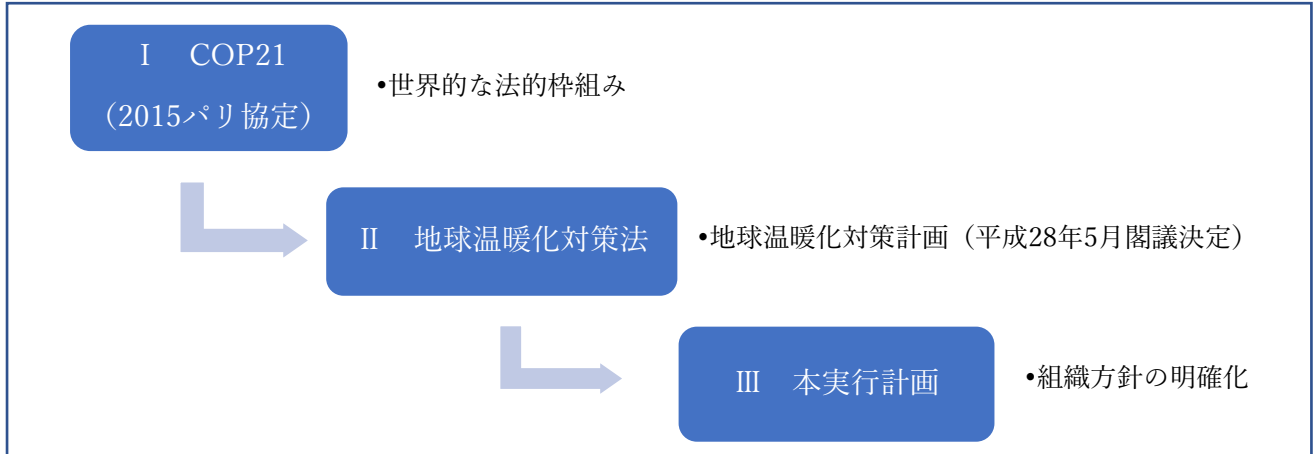


図2 本実行計画の位置づけ

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス総排出量

当消防組合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2018 年度において、**434.5t-CO₂**となっています。

(2) 電気及びガスの使用に伴う温室効果ガス排出量

当消防組合では、ガソリン・軽油の使用に伴う排出量は、消防業務の特性上、削減の対象から除き、電気・ガスの使用に伴う排出量を対象とします。

当消防組合の電気及びガスの使用に伴う排出量は、基準年度である 2018 年度において、**300.5t-CO₂**となっています。



図3 本組合の電気及びガスの使用に伴う「温室効果ガス総排出量」

施設別では、本部・大東消防署が全体の 53%を占め、
次いで、
大東消防署西分署が 18%、
四條畷消防署が 12%、
大東消防署東分署が 11%、
四條畷消防署田原分署 6%
となっています。

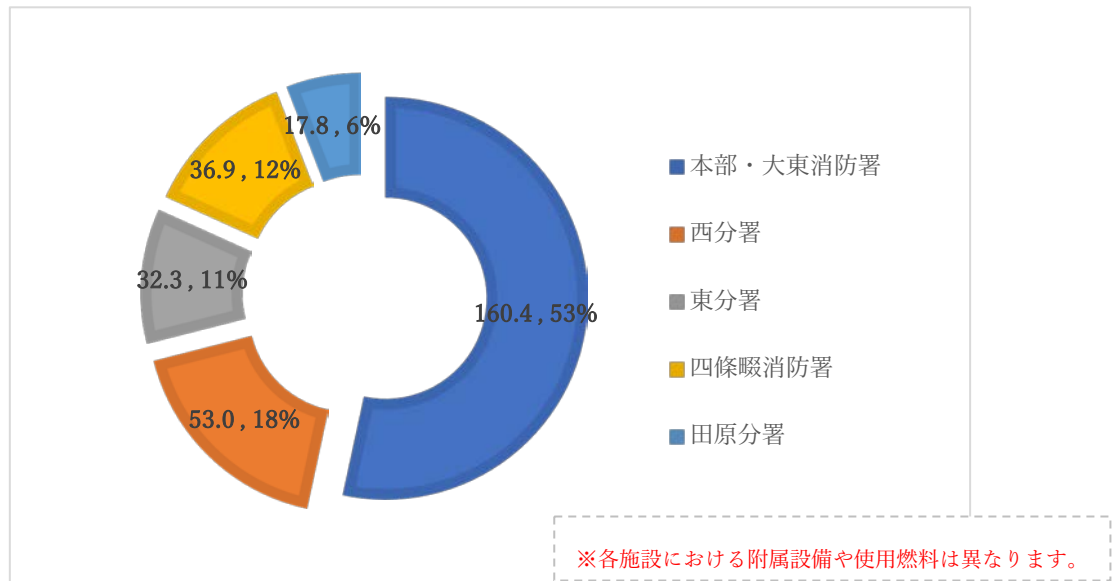


図4 施設別の電気及びガスの使用に伴う「温室効果ガス排出量」の割合 (2018 年度)

また、エネルギー種別では、電気が 60%を占め、ガスが 40%となっています。

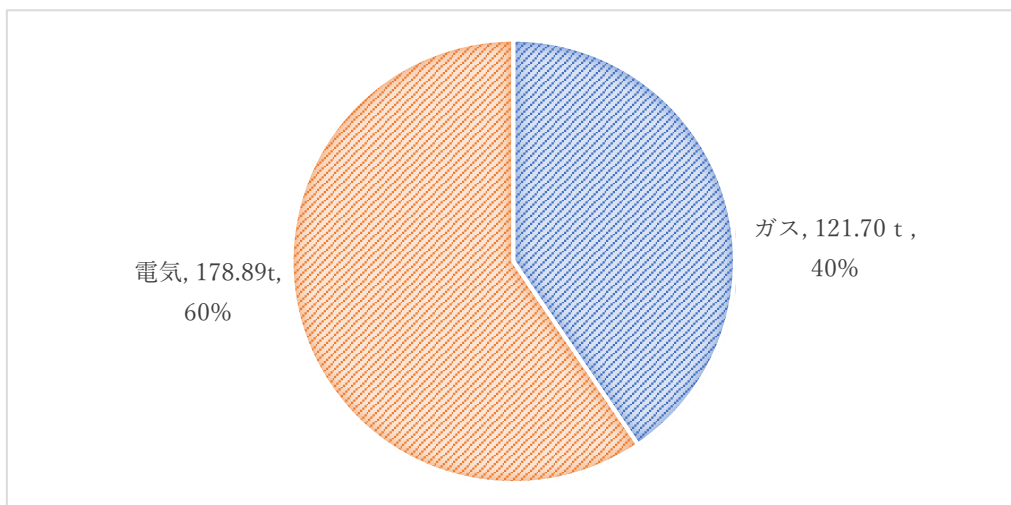


図5 対象とするエネルギー種別の「温室効果ガス排出量」の割合 (2018 年度)

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画及び消防業務の特性等を踏まえて、当消防組合の事務・事業の実施に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

当消防組合は、脱炭素化社会に向けて環境負荷低減に積極的に取り組んでおり、その取り組み一環として、令和3年度から大東消防署及び四條畷消防署で使用する電力を再生可能エネルギーに切替えました。これにより、大東消防署及び四條畷消防署の電力使用によるCO²排出量が4割程度削減できる見込みとなり、当消防組合における2021年度の実績では、基準年度と比較して、概ね2割の削減となりました。

上記のことから、当消防組合は、本実行計画策定時における当初の目標(基準年度比▲5%)を上方修正し、電気・ガスの使用に伴う排出量を基準年度(2018年度)比で25%削減することを目標とします。

表1 温室効果ガスの削減目標と進捗

項 目	基準年度(2018 年度)	目標年度(2030 年度)
温室効果ガスの排出量 ※電気・ガスの使用に伴う排出量	300.5t-CO ₂	225t-CO ₂
削減率	—	25%





5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組みの基本方針

温室効果ガスの排出要因である電気使用量及びガス使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。

② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- 庁用器具等の更新時に省電力機材の導入を進めます。

③ 日常の取組み

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組みを定着させます。

- 地球温暖化対策推進責任者による職員への啓発活動に取り組みます。
- 不要な照明を消灯し、節電に努めます。
- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

本実行計画を推進するために、消防長が主宰する消防庁議における「重要な事務事業計画」と位置づけ、また、各所属長を「地球温暖化対策推進責任者」とし、取組みを着実に推進します。

① 消防庁議における協議・決定

消防庁議において、各所属長からの推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、本実行計画の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 大東四條畷消防組合地球温暖化対策事務局

総務課長を事務局長とし、総務課職員で構成します。事務局は各課等の実行状況を把握するとともに、消防庁議構成職員に報告します。

③ 地球温暖化対策推進責任者

各所属長を責任者とします。各課等において取組みを推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

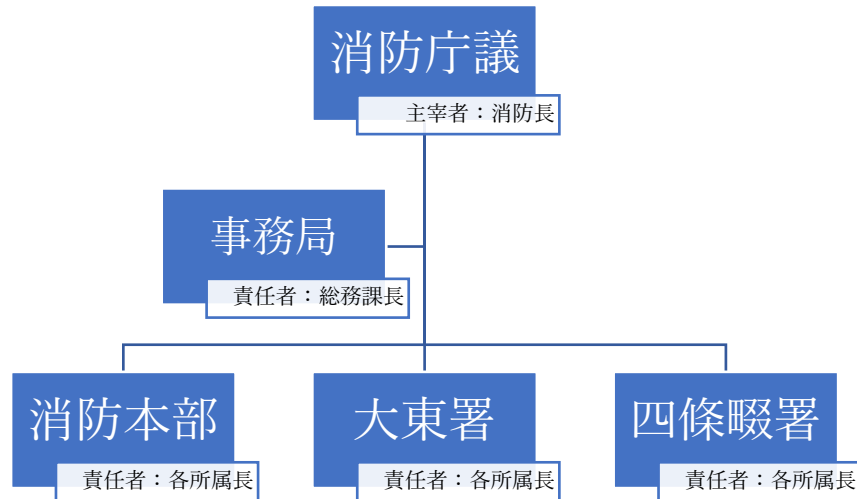


図7 本実行計画の推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

本実行計画は、Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。毎年の取組みに対するPDCAを繰り返すとともに、本実行計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

本実行計画の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局は、その結果を整理して消防庁議構成職員に報告します。消防庁議においては、毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

消防庁議では毎年1回進捗状況を確認・評価し、必要がある場合には本実行計画の改定を行います。

(3) 進捗状況の公表

本実行計画の進捗状況は、当消防組合のホームページで毎年公表します。